

# 講習会開設規定

1965年12月2日制定	1995年4月1日施行	2007年1月1日施行
1966年1月1日改定	1998年7月27日改定	2009年7月30日改正
1967年1月1日改定	1999年1月1日改定	2009年11月1日施行
1968年1月1日改定	1999年7月28日改正	2011年11月24日改正
1970年1月1日改定	2000年4月1日施行	2012年4月1日施行
1973年9月25日改定	2000年8月1日改正	2012年11月29日改正
1974年1月1日改定	2000年10月26日改正	2013年1月1日施行
1977年7月26日改定	2000年11月1日施行	2014年1月30日改正
1984年10月19日改定	2001年1月1日施行	2014年4月1日施行
1985年7月29日改定	2001年3月30日改正	2021年3月25日改正
1986年1月1日改定	2001年5月1日施行	2021年4月1日施行
1990年1月1日改定	2003年12月3日改正	2021年7月28日改正
1990年10月23日改定	2004年1月1日施行	2022年1月1日施行
1994年10月13日改定	2006年8月9日制定	

第1章	Bライセンス講習会
第2章	Aライセンス講習会
第3章	公認審判員講習会
第4章	国際ソーラーカー ライセンス講習会

## 第1章 Bライセンス講習会

### 第1条 目的

本規定は、JAF発給の国内競技運転者（兼参加者）許可証B（以下Bライセンスという）および公認審判員許可証B3級取得希望者のために開催される「Bライセンス講習会」の認定に関する規定である。

### 第2条 講習会の開設

ライセンス講習会は次のクラブおよび団体のみが開設できる。

1. JAF本部および地方本部ならびに支部

## 講習会開設規定

2. 準加盟・加盟・公認のクラブおよび加盟・公認の団体
3. その他 J A F が特に認めた団体

### 第 3 条 講習会の開設場所

主催者は、講習会を行うに適した場所を講習会場として確保しなければならない。

### 第 4 条 開設申請の手続き

1. 開設予定日の 1 ヶ月前までに所定の書式をもって、J A F 事務局に申請するものとする。
2. 申請の際に開設申請料として 1 件につき 3,600 円(消費税込)を必要とする。

### 第 5 条 講義科目および教材

講義科目は「自動車スポーツの概要」につき 2 時間以上とし、教材として次のものを講習時に必携していなければならない。

1. モータースポーツハンドブック

### 第 6 条 講師の認定

講師は自動車スポーツの諸規則に精通した者とし、講習会の主催者が開設認定の申請の際、次のうちからこれを委嘱して J A F の承認を得るものとする。

1. 1 級公認審判員許可証の保持者
  2. その他 J A F が特に認めた者
- 注) 講師の補助員の資格については問わない。

### 第 7 条 受講者および受講料

1. 受講資格は普通自動車以上の運転免許証の保持者とする。  
ただし、何らかの障がい者手帳を持つ者から受講の申込があった場合、講習会の主催者は、J A F スポーツ資格登録規定第 2 条に基づき、受講に先立ち許可証を取得する適性について J A F の審査を受け、承認を得なければならないことを知らせなければならない。
2. 受講料は 1 人 4,100 円(消費税込)以内とする。ただし、J A F 指定の教材費は実費とする。

## 第8条 受講者に対する注意事項

ライセンス講習会の主催者は受講者に対し、次の事項を周知徹底させなければならない。

1. ライセンス申請期間について、講習会受講後30日以内にBライセンスの申請手続きを行わないと無効となること。
2. ライセンス申請手続き方法について（すなわち必要とする書式の記載事項、添付書類、JAF会員の資格を必要とすること等）。
3. 上級申請に必要とする条件およびその手続き方法について。

## 第9条 査察委員の派遣

JAFは講習会に対し随時査察委員を派遣することができる。査察委員は講習会の運営に対し本規定に基づく指示を行うことができる。

## 第10条 主催者の報告義務

1. 主催者は講習会終了後7日以内に、次の事項をJAF所定の書式により、講習会開設申請を提出したJAF事務所に報告しなければならない。
  - 1) 開催日時および場所
  - 2) 講師の氏名
  - 3) 講義内容および時間
  - 4) 受講者名簿

## 第11条 講習会の延期、取り止め

主催者が講習会を延期または取り止める場合は、その開設予定日の1週間前（不可抗力の場合を除く）までにJAFに理由を付して届出を行わなければならない。

## 第12条 講習会主催者、講師の遵守事項

講習会主催者および講師は本規定を遵守し、講習会を円滑に運営すること

## 第2章 Aライセンス講習会

### 第13条 目的

本規定は、J A F 発給の国内競技運転者（兼参加者）許可証A（以下Aライセンスとする）取得希望者のために開催される「Aライセンス講習会」の認定に関する規定である。

### 第14条 講習会の開設

Aライセンス講習会は次のクラブおよび団体のみ開設できる。

1. J A F 本部および地方本部
2. 加盟・公認のクラブおよび団体
3. その他 J A F が特に認めた団体

### 第15条 講習会の開設場所

J A F 公認レーシングコースとする。

公認レーシングコース以外で開設する場合は、J A F の承認を得るものとする。

### 第16条 開設申請の手続き

1. 開設予定日の1ヵ月前までに所定の書式をもってJ A F 事務局に申請し、あわせて講習内容および時間割を提出するものとする。
2. 申請の際に開設申請料として1件につき6,900円（消費税込）を必要とする。

### 第17条 講習内容および試験

1. 基礎講義 モータースポーツハンドブック……………30分以上  
※国内Bを所持しない者が受講するものとする。
2. 講義
  - 1) 国内競技規則……………30分以上
  - 2) 競技車両規則……………30分以上  
(国際モータースポーツ競技規則付則J項を含む)
  - 3) 国際モータースポーツ競技規則付則H項……………30分以上
  - 4) レーシング講義……………30分以上

5) 筆記試験……………30分

注) 筆記試験問題は J A F が作成し、そのつど提供する。

3. 実技

(1) 基礎実技……………60分以上

(2) 走行実技試験……………60分以上

J A F スポーツ資格登録規定第 2 条 2 項に規定する「限定国内競技運転者許可証 A」の申請条件を満たした者が受講する場合は、基礎実技と走行実技試験は免除する。

4. 筆記試験は、国内競技規則および国内競技車両規則、H 項より抽出した問題とする。ただし受講者は上記の規則書等を試験の際に参照してもよい。

5. 走行実技試験は、国際モータースポーツ競技規則の付則 H 項に基づく信号合図およびレーシングマナー等によるものとする。

6. 試験は主任講師が責任をもって採点を行うものとする。

**第18条 講師の選定**

講師は自動車競技の諸規則に精通した者ならびにレーシングの実技経験の豊富な者とし、講習会の主催者が開設認定の申請の際、次のうちから主任講師 1 名を含みこれを委嘱し、J A F の承認を得るものとする。

1. 国内競技規則の講師：公認審判員許可証 A 1 級の保持者
2. 競技車両規則の講師：公認審判員許可証技術 A 1 級の保持者
3. 国際モータースポーツ競技規則付則 H 項の講師：公認審判員許可証コース A 1 級の保持者
4. 走行実技の講師：国際競技運転者許可証 A、B、C - C の資格保持者または国内競技運転者許可証 A の資格保持者で J A F が特に認めた者
5. レーシング講義の講師：走行実技の講師もしくは主任講師  
注) 講師の補助員の資格については問わない。

**第19条 受講資格および受講料**

1. 国内 B を所持する者：

- ①受講前 24 ヶ月以内に J A F 公認競技会（スピード競技、ラリーあるいはソーラーカーレース）に 1 回以上出場し、競技長によって成績

## 講習会開設規定

(順位) 認定された者。(リタイア、ミスコース等は実績として認められない。)とし、受講料は21,200円以内とする。

②受講前24ヵ月以内にJ A F 公認のレーシングコースにおいて25分以上のスポーツ走行経験があり、走行したコースからの走行証明を有する者とし、受講料は21,200円以内とする。

### 2. 国内Bを所持しない者：

受講前24ヵ月以内にJ A F 公認レーシングコースにおいて50分以上のスポーツ走行の経験があり、走行したコースからの走行証明を有する者とし、受講料は、25,100円以内とする。

3. J A F スポーツ資格登録規定第2条2項に規定する、「限定国内競技運転者許可証A」の申請条件を満たした者が受講する場合は、受講料は21,200円以内とする。

4. 限定国際ソーラーカー競技運転者許可証を所持し、受講前24ヵ月以内にJ A F 公認のソーラーカーレースの完走実績を有する者とし、国内Bの所持の有無に関わらず受講料は21,200円以内とする。

5. いずれの場合も受講料は消費税込みとし、J A F 指定の教材費は実費とする。

6. 受講者人員は原則として20名以上とし、実技科目の講師1人につき受講者は10名以内を原則とする。

なお、何らかの障がい者手帳を持つ者から受講申込があった場合、講習会の主催者は、J A F スポーツ資格登録規定第3条に基づき、受講に先立ち許可証を取得する適性についてJ A F の審査を受け、承認を得なければならないことを知らしめなければならない。

## 第20条 合格者に対する注意事項

講習会の主催者は、試験合格者に対し次の事項を周知徹底させなければならない。

1. ライセンス申請期間について、試験合格後30日以内にAライセンスの上級申請手続きを行わないと無効になること。

2. ライセンス申請手続き方法について(すなわち必要とする書式の記載事項、添付書類、J A F 会員の資格を必要とすること等)。

3. 上級申請に必要なとする条件およびその手続き方法について。

## 第21条 査察委員の派遣

J A Fは講習会に対し随時査察委員を派遣することができる。査察委員は講習会の運営に対し本規定に基づく指示を行うことができる。

## 第22条 主催者の報告義務

主催者は、講習会終了後7日以内に次の事項を書面によりJ A F事務局に報告しなければならない。

1. 開催日時および場所
2. 講師の氏名
3. 講習内容およびその時間割
4. 試験合格者の氏名とそのBライセンス番号

## 第23条 講習会の延期、取り止め

主催者が講習会を延期または取り止める場合にはその開設予定日の1週間前（不可抗力の場合を除く）までにJ A Fに理由を付して届出を行わなければならない。

## 第24条 講習会主催者、講師および受講者の遵守事項

講習会主催者および講師は本規定を遵守し、講習会を円滑に運営することとし、受講者は講習会主催者の指示に従い講義を受講すること。

# 第3章 公認審判員講習会

## 第25条 目的

本規定は、J A F発給の公認審判員許可証の取得希望者のために開催される「公認審判員講習会」の認定に関する規定である。

## 第26条 講習会の開設

公認審判員講習会は次のクラブおよび団体のみが開設できる。

1. J A F本部および地方本部
2. 加盟・公認クラブおよび団体
3. その他J A Fが特に認めた団体

## 第27条 講習会の開設場所

公認審判員Bの講習についてはJ A F公認スピード競技コース、公認審判員Aの講習についてはJ A F / F I A公認レーシングコースとする。

## 第28条 開設申請の手続き

1. 開設予定日の1ヵ月前までに所定の書式をもってJ A F事務局に申請し、あわせて講習内容および時間割を提出するものとする。
2. 申請の際に開設申請料として1件につき3,600円(消費税込)を必要とする。

## 第29条 講習会の分類

講習会はAおよびBそれぞれの1級と2級とに分けられ、かつ役務種類ごとに、技術講習会、コース講習会、計時講習会の3種類に分けられる。講習会は、それぞれの分類を組み合わせる事が出来る。

B 3級公認審判員講習会はBライセンス講習会を以てこれに代える。

## 第30条 講師の選定

講師は次のうちから主催者が、主任講師1名を含みこれを委嘱し、J A Fの承認を得るものとする。

1. 各科目ごとに1級公認審判員許可証の保持者
  2. その他J A Fが特に認めた者
- 注) 講師の補助員の資格については問わない。

## 第31条 受講資格

講習会の受講資格は次の通りとする。

なお、受講者は受講する前に現在の審判員許可証を取得してから所定の役務実績を有すること。

1. A 2級の所持者：A 1級およびB 1級の審判員講習課程
2. B 1級の所持者：A 1級の審判員講習課程
3. B 2級の所持者：B 1級およびA 2級の審判員講習課程
4. B 3級の所持者：A 2級およびB 2級の審判員講習課程



## 第32条 受講料

受講料は1種目につき12,700円（消費税込）以内とし、他の種目を同時に受講する場合は4,100円（消費税込）の割り増しとする。

ただし、J A F 指定の教材費は実費とする。

## 第33条 受講者に対する注意事項

講習会の主催者は、受講者に対し次の事項を周知徹底させなければならない。

1. 公認審判員規定に基づきそれぞれ定められた役務執行を行い、資格認定試験を受け合格した後でなければ上級申請ができないこと。
2. 申請資格を得た日から30日以内に申請手続きを行わないと無効になること。
3. 公認審判員許可証AおよびBの上級申請資格について

## 第34条 査察員の派遣

J A F は講習会に対し随時査察委員を派遣することができる。査察委員は講習会の運営に対し、本規定に基づく指示を行うことができる。

## 第35条 主催者の報告義務

主催者は、講習会終了後7日以内に次の事項を書面により J A F 事務局に報告するものとする。

1. 開催日時および場所
2. 講師の氏名
3. 講習内容およびその時間割
4. 試験合格者の氏名、ライセンス番号

## 第36条 講習課程

講習課程（科目および時間数）および試験については次の通りとする。講義内容は各等級にふさわしい内容とすること。

## 講習会開設規定

種目 科目	コース	コース	技術	技術	計時	計時
	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級
〔講義〕						
国内競技規則	30分以上	30分以上	30分以上	30分以上	30分以上	30分以上
国内競技車両規則			60分以上	60分以上		
付則J項			30分以上	30分以上		
付則H項	60分以上	30分以上			30分以上	
国際モータースポーツ競技規則		30分以上		30分以上		30分以上
レーシング講義	30分以上	30分以上				
車両公認書			30分以上	30分以上		
計測器具					60分以上	60分以上
〔実技〕						
実技講習(消火救急含む)	60分以上	60分以上	60分以上	60分以上	60分以上	60分以上
研究討論会		30分以上		30分以上		30分以上
講習時間合計	3時間 以上	3時間 30分 以上	3時間 30分 以上	4時間 30分 以上	3時間 以上	3時間 30分 以上

筆記試験……60分以上

筆記試験問題はJ A Fが作成しそのつど提供する。

筆記試験は国際モータースポーツ競技規則とその付則、国内競技規則および国内競技車両規則、H項より抽出し出題される。ただし受講者は上記の規則書等を試験の際に参照してもよい。

試験は主任講師が責任をもって採点を行うものとする。

### 第37条 講習会の延期、取り止め

主催者が講習会を延期または取り止める場合は、その開設予定日の1週間前（不可抗力の場合を除く）までにJ A Fに理由を付して届出を行わなければならない。

### 第38条 講習会主催者、講師および受講者の遵守事項

講習会主催者および講師は本規定を遵守し、講習会を円滑に運営する

こととし、受講者は講習会主催者の指示に従い講義を受講すること。

## 第4章 国際ソーラーカーライセンス講習会

### 第39条 目的

本規定は、J A F 発給の限定国際ソーラーカー競技運転者許可証（以下「国際ソーラーカーライセンス」という。）取得希望者のために開催される「国際ソーラーカーライセンス講習会」の認定に関する規定である。

### 第40条 講習会の開設

講習会は次のクラブおよび団体のみ開設できる。

1. J A F 本部および地方本部
2. J A F 公認ソーラーカー競技会を開催または開催を予定している  
加盟・公認のクラブおよび団体

### 第41条 開設申請の手続き

1. 開設予定日の1ヵ月前までに所定の書式をもってJ A F 事務局に申請し、あわせて講習内容および時間割を提出するものとする。
2. 申請の際、1件につきAライセンス講習会と同一の開設申請料を必要とする。

### 第42条 講習内容および試験

1. ソーラーカーによる競技に必要な内容とし、下記の1)～5)について合計2時間以上とする。
  - 1) モータースポーツの概要
  - 2) 国内競技規則
  - 3) ソーラーカー競技について
  - 4) 国際モータースポーツ競技付則H項
  - 5) レーシング講義
  - 6) 筆記試験……………30分以上

注) 筆記試験問題はJ A F が作成し、そのつど提供する。
2. 筆記試験は、上記講義内容より抽出した問題とする。ただし受講者は規則書等を試験の際に参照してもよい。

## 講習会開設規定

3. 試験は主任講師が責任をもって採点を行うものとする。

### 第43条 教材

教材として、次のものを必携していなければならない。

1. モータースポーツハンドブック
2. 国際モータースポーツ競技規則付則H項
3. その他講習会主催者の定めるもの

### 第44条 講師の選定

講師はソーラーカー競技に精通した者とし、講習会の主催者が開設認定の申請の際、次のうちから主任講師1名を含みこれを委嘱し、J A F の承認を得るものとする。

1. 国内競技規則講師：公認審判員許可証各A 1級の所持者。
2. 国際モータースポーツ競技規則付則H項の講師：公認審判員許可証コースA 1級の所持者。
3. レーシング講義の講師：国際競技運転者許可証A・B・C-Cの所持者または国内競技運転者許可証Aの所持者。

注) 講師の補助員の資格については問わない。

### 第45条 受講者及び受講料

下記の1. または2. の事項を満たす者。

ただし、何らかの障がい者手帳を持つ者から受講の申込があった場合、講習会の主催者は、J A F スポーツ資格登録規定第2条に基づき、受講に先立ち許可証を取得する適性についてJ A F の審査を受け、承認を得なければならないことを知らしめなければならない。

1. 満16歳以上18歳未満の者は、親権者の同意を得ること。
2. 受講料は1人21,200円（消費税込）以内とする。ただし、J A F 指定の教材費は実費とする。

### 第46条 合格者に対する注意事項

講習会の主催者は、試験合格者に対し次の事項を周知徹底させなければならない。

1. ライセンス申請期間について、試験合格後30日以内に申請手続き

を行わないと無効になること。

2. ライセンス申請手続き方法について（すなわち必要とする書式の記載事項、添付書類等）。
3. 満16歳以上18歳未満の者が、満18歳に達した後の手続について。

#### **第47条 査察委員の派遣**

J A F は講習会に対し随時査察委員を派遣することができる。査察委員は講習会の運営に対し本規定に基づく指示を行うことができる。

#### **第48条 主催者の報告義務**

主催者は、講習会終了後7日以内に次の事項を書面により J A F 事務局に報告しなければならない。

1. 開催日時および場所
2. 講師の氏名
3. 講習内容およびその時間割
4. 試験合格者の氏名とそのライセンス番号

#### **第49条 講習会の延期、取り止め**

主催者が講習会を延期または取り止める場合にはその開設予定日の1週間前（不可抗力の場合を除く）までに J A F に理由を付して届出を行わなければならない。

### **第5章 本規定の施行**

#### **第50条 本規定の施行**

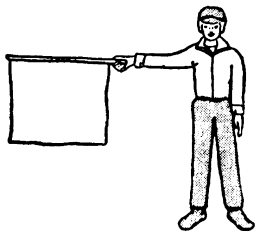
本規定は、2022年1月1日より施行する。

## 信号旗の表示方法

ドライバーが確認しやすいようにできるだけ大きな動作で明確に表示する。

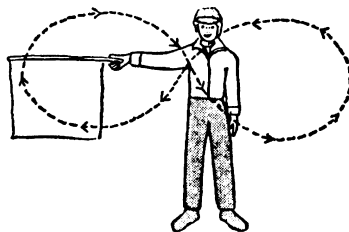
### 静止状態

(風のあるときは押さえて示す)。



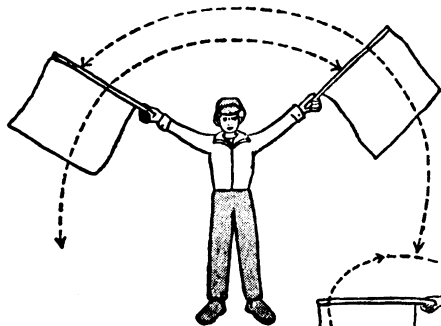
黒・青旗の場合は  
対象者を指さす

### 振動の状態



肩のつけ根を中心として  
できるだけ大きく

### 2本の振動状態



2つの異なる旗の表示  
(上・下に振ってもよい)

